

人事行政の運営等の状況

平成28年11月

広島県

目 次

【広島県人事行政の運営の状況】

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
2	職員の人事評価の状況	4
3	職員の給与の状況	6
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	40
5	職員の休業に関する状況	42
6	職員の分限及び懲戒処分の状況	42
7	職員のサービスの状況	42
8	職員の退職管理の状況	43
9	職員の研修の状況	43
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	44

【広島県人事委員会の業務の状況】

1	職員の競争試験及び選考の状況	45
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	46
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	49
4	職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況	49

【広島県人事行政の運営の状況】

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成27年4月2日～平成28年4月1日)

(単位:人)

区分 職種	区分									合計
	大卒程度	短大卒程度	高卒程度	警察官 A	警察官 B	身体障害者対象	社会人等	割愛	その他選考	
行政職	114	1	25			4	21	8	5	178
研究職	6									6
医療職	3	5							162	170
技能労務職										
教育職	601	20				1	6	62		690
警察職				107	68			5	2	182
合計	724	26	25	107	68	5	27	75	169	1,226

※ 退職派遣後の採用, 再任用職員, 育休任期付職員及び臨時的任用職員を除いています。

(2) 職員の退職状況(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:人)

区分 職種	区分								合計
	定年退職	勸奨退職	応募認定退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
行政職	128		39	30		1		8	206
研究職	5		3	2					10
医療職	15		13	88					116
技能労務職									
教育職	408		158	114		4		6	690
警察職	142		17	46	1	1	1	3	211
合計	698		230	280	1	6	1	17	1,233

※ 退職派遣者, 再任用後の離職者, 育休任期付職員及び臨時的任用職員を除いています。

(3) 職員数の状況

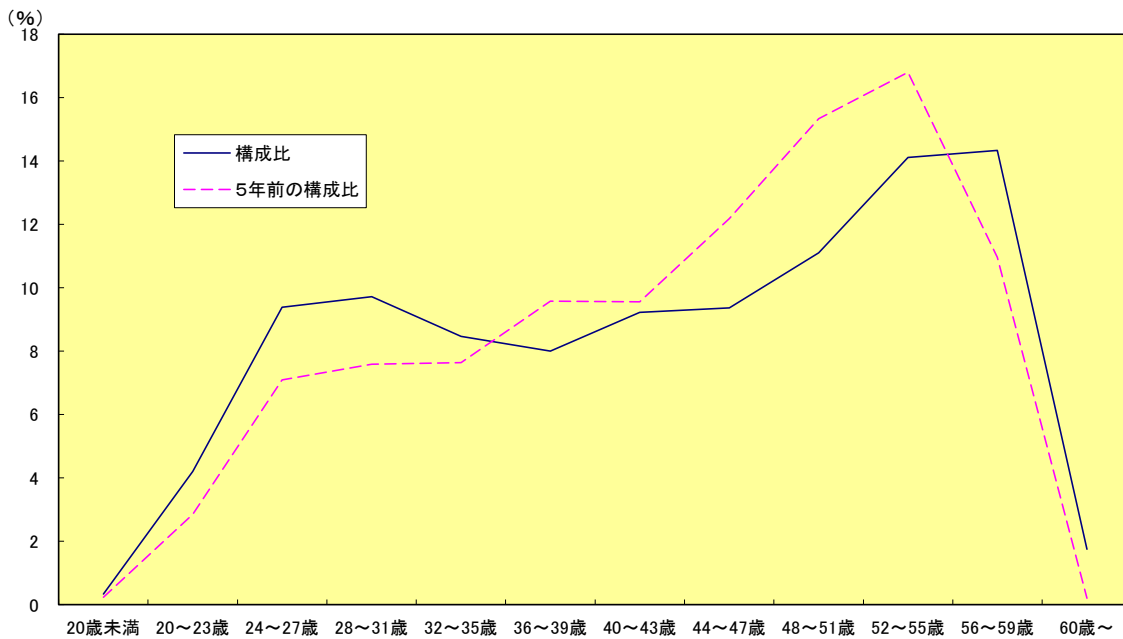
① 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
普通 行政 部 門	議会	40	41	1	
	総務企画	630	626	△ 4	国勢調査・ブラジル県人会60周年事業の終了、地方創生対応による増
	税務	315	312	△ 3	業務効率化等に伴う減
	民生	317	317	0	
	衛生	622	626	4	計画策定等の伴う増
	労働	126	125	△ 1	計画策定の終了等に伴う減
	農林水産	898	890	△ 8	業務量の減少に伴う減
	商工	313	310	△ 3	海の道PTの廃止等による減少、地方創生対応による増
	土木	1,072	1,066	△ 6	業務量の減少に伴う減
	計	4,333	4,313	△ 20	(参考：人口10万人当たり職員数151人)
	教育	19,145	19,161	16	児童・生徒数の変動等による増
	警察	5,736	5,726	△ 10	
	小計	29,214	29,200	△ 14	(参考：人口10万人当たり職員数1,020人)
公 営 企 業 等	病院	1,285	1,336	51	医療提供体制の強化に伴う増
	水道	65	63	△ 2	業務量の減少に伴う減
	その他	73	83	10	業務量の増加に伴う増
	小計	1,423	1,482	59	(参考：人口10万人当たり職員数52人)
合計	30,637	30,682	45	(参考：人口10万人当たり職員数1,072人)	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いている。

② 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳～	計
職員数	103	1,289	2,880	2,981	2,597	2,455	2,831	2,875	3,405	4,329	4,399	538	30,682

③ 職員数の推移

年度 部門別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政部門	4,625	4,538	4,460	4,386	4,333	4,313	△ 312	(△ 6.7%)
教育	19,336	19,272	19,226	19,153	19,145	19,161	△ 175	(△ 0.9%)
警察	5,652	5,658	5,713	5,703	5,736	5,726	74	(1.3%)
消防								
普通会計	29,613	29,468	29,399	29,242	29,214	29,200	△ 413	(△ 1.4%)
公営企業等会計	1,284	1,308	1,380	1,402	1,423	1,482	198	(15.4%)
総合計	30,897	30,776	30,779	30,644	30,637	30,682	△ 215	(△ 0.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(注) 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

2 職員の人事評価の状況

(1) 知事部局

<p>目 的</p>	<p>職員一人一人の能力・実績・適性等を、日頃の仕事振りを通して、的確に把握することにより、 ア 能力の活用と人材の育成を視点とした適材適所の人事配置と任用管理 イ 職員のやる気と成果に応じた給与制度による職員個人の仕事へのインセンティブの付与 ウ 職員個人の能力をより効果的に引き出し、伸ばすことを可能とする研修・能力開発に資することを目的として実施する。</p>
<p>人事評価の内容</p>	<p>「勤務成績評価」(能力評価)及び「目標申告・成果評価」(実績評価)を2つの柱として評価を実施する。</p> <p>1 被評価者 次に掲げる者以外の一般職の職員(以下「職員」という。)を対象とする。 ただし、再任用職員を含む。 ア 本庁局長級の職にある職員 イ 臨時的任用の職員 ウ 非常勤職員 エ 県から他の団体等に派遣している職員 オ その他知事が人事評価の実施を不適又は不必要と認める職員</p> <p>2 評価者 評価者は、職務遂行について職員を管理監督している者とする。</p> <p>3 実施方法 (1) 勤務成績評価 まず、被評価者が評価区分ごとに設定された評価要素について自己申告を行う。これを踏まえ、評価者が、評価要素について評価を行い、2月～3月に実施する育成面談を通じて職員へ評価結果を開示する。 (2) 目標申告・成果評価 各職員は、自分の担当業務について、その目的や組織(上司)の目標等を参考に4月から9月までの目標を設定し、これについて上司と目標申告面談を行う。 次に、職員は、9～10月に上半期の目標について自己評価を行うとともに、10月から3月までの下半期の目標を設定する。これについて、上司は上半期の評価を行い、育成面談において職員に開示する。 そして、2～3月には下半期の目標について自己評価を行い、これについて上司は評価を行い、2～3月に行う育成面談において職員に開示する。</p> <p>4 処遇への反映 勤勉手当については、目標申告・成果評価の評価も基に、「特に優秀」又は「優秀」の該当者を決定する。 昇給については、勤務成績評価を基に、「極めて良好」又は「特に良好」の該当者を決定する。</p>

(2) 教育委員会(事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員)

<p>目 的</p>	<p>人事評価を公正に行うことにより、勤務能率の増進、適職等への配置及び人材育成を図り、もって適正な人事管理に資すること。</p>
<p>人事評価の内容</p>	<p>「勤務成績評価」(能力評価)及び「目標申告・成果評価」(実績評価)を2つの柱として評価を実施する。</p> <p>1 対象者 本庁、地方機関及び学校以外の教育機関に勤務する職員</p> <p>2 評価者及び面談者 教育長、教育次長、部長、課・室長、地方機関の長、学校以外の教育機関の長等</p> <p>3 実施方法 (1) 勤務成績評価 まず、被評価者が評価区分ごとに設定された評価要素について自己申告を行う。これを踏まえ、評価者が、評価要素について評価を行い、2月～3月に実施する能力評価面談を通じて本人へ評価結果を開示する。 (2) 目標申告・成果評価 各職員は、職務・職責や役割に応じて、上司の目標を踏まえて4月から9月までの上半期の目標を設定する。これについて目標申告面談を所属長と行う。 次に、職員は、9～10月に上半期の目標について自己評価を行うとともに、10月から3月までの下半期の目標を設定する。これについて、所属長は上半期の評価を行い、業績評価面談において職員に開示する。 そして、2～3月には下半期の目標について自己評価を行い、これについて所属長は評価を行い、2～3月に行う業績評価面談において職員に開示する。</p> <p>4 処遇への反映 勤勉手当については、目標申告・成果評価の評価も基に、「特に優秀」又は「優秀」の該当者を決定する。 昇給については、勤務成績評価を基に、「極めて良好」又は「特に良好」の該当者を決定する。</p>

(3)教育委員会(県立学校職員及び県費負担教職員)

<p>目 的</p>	<p>職員がそれぞれの職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績をそのプロセスを踏まえ適正に評価し、適切に処遇することによって意欲の向上を図り、人材育成に資することを目的とする。</p>
<p>人事評価の内容</p>	<p>「能力評価」(発揮した能力を把握)及び「業績評価」(挙げた業績をプロセスを踏まえて把握)を2つの柱として評価を実施する。</p> <p>1 対象者 県立学校教職員及び県費負担教職員</p> <p>2 評価者及び面談者 教育長、校長、教頭、総括事務長、事務長等</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1) 能力評価 一次評価者、二次評価者が、職種ごとに設定された評価項目を能力・実績・意欲に分けられた評価要素によって評価を行い、総評を絶対評価で表し、1月～2月中旬に実施する面談を通じて本人へ評語を開示する。 二次評価者は、評価項目について、能力・実績・意欲の評価要素に基づき5段階の評点を付け、その合計点から最終的に5段階の評語(S～D)を決定する。</p> <p>(2) 業績評価 各教職員は、職務・職責や役割に応じて、4月から翌年3月までの1年間の目標を設定し、自己評価を行い、校長等が指導・助言及び評価を行う。 自己目標は、組織目標を踏まえて自己申告(業績評価)書に記入し、校長等との面談を通じて追加・修正を行い設定する。 校長等は、教職員について授業観察や職務遂行状況の把握を適切に行い、必要な指導・助言を行う。 各教職員は、年度の間中期に上半期自己評価を行い、校長等が面談の上で、指導・助言及び評価を行う。 各教職員は、年度末に向けて、下半期自己評価を行い、職員から最終的に申告された自己申告(業績評価)書により、校長等が面談の上で評価を行う。 (業績評価の実施期間) 上半期:4月1日～9月30日、下半期:10月1日～3月31日</p> <p>4 処遇への反映 勤勉手当については、年2回の判定期間における、プロセスを踏まえた業績を評価し、「特に優秀」又は「優秀」の該当者を決定する。 昇給については、判定期間における、能力評価及び業績評価を総合的に評価し、「極めて良好」又は「特に良好」の該当者を決定する。</p>

(4)警察本部

<p>目 的</p>	<p>職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績を評価し、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることにより、能力及び実績に基づく人事管理の徹底と、組織全体の士気高揚及び公務効率の向上を図る。</p>
<p>人事評価の内容</p>	<p>① 被評価者 次に掲げる者以外の職員を対象とする。 ア 警視正以上の階級にある警察官 イ 臨時的任用職員 ウ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。) エ その他警察本部長が人事評価の実施を不必要と認める職員</p> <p>② 評価者等 評価者は、日常、直接職員と接して、職員を掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者とする。</p> <p>③ 評価期間 4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>④ 人事評価の構成 人事評価は、能力評価(職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力に対する評価)及び業績評価(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績に対する評価)による。 なお、詳細は広島県警察職員の人事評価に関する訓令による。</p> <p>⑤ その他 ①のア～エに掲げる職員その他必要に応じて、別途人事評価を実施する。</p>

3 職員の給与の状況

県職員の給与は、「職員の給与に関する条例」などの関係諸規程に基づいて、基本給としての給料と、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当が支給されています。

この給与は、県内民間給与の実態や物価、生計費などの調査結果に基づいて行われる県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」や国及び他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら、県民の代表機関である県議会において慎重に審議され、決定されます。

県職員の給与及び定員管理などの実態は、次のとおりです。

(1) 総括

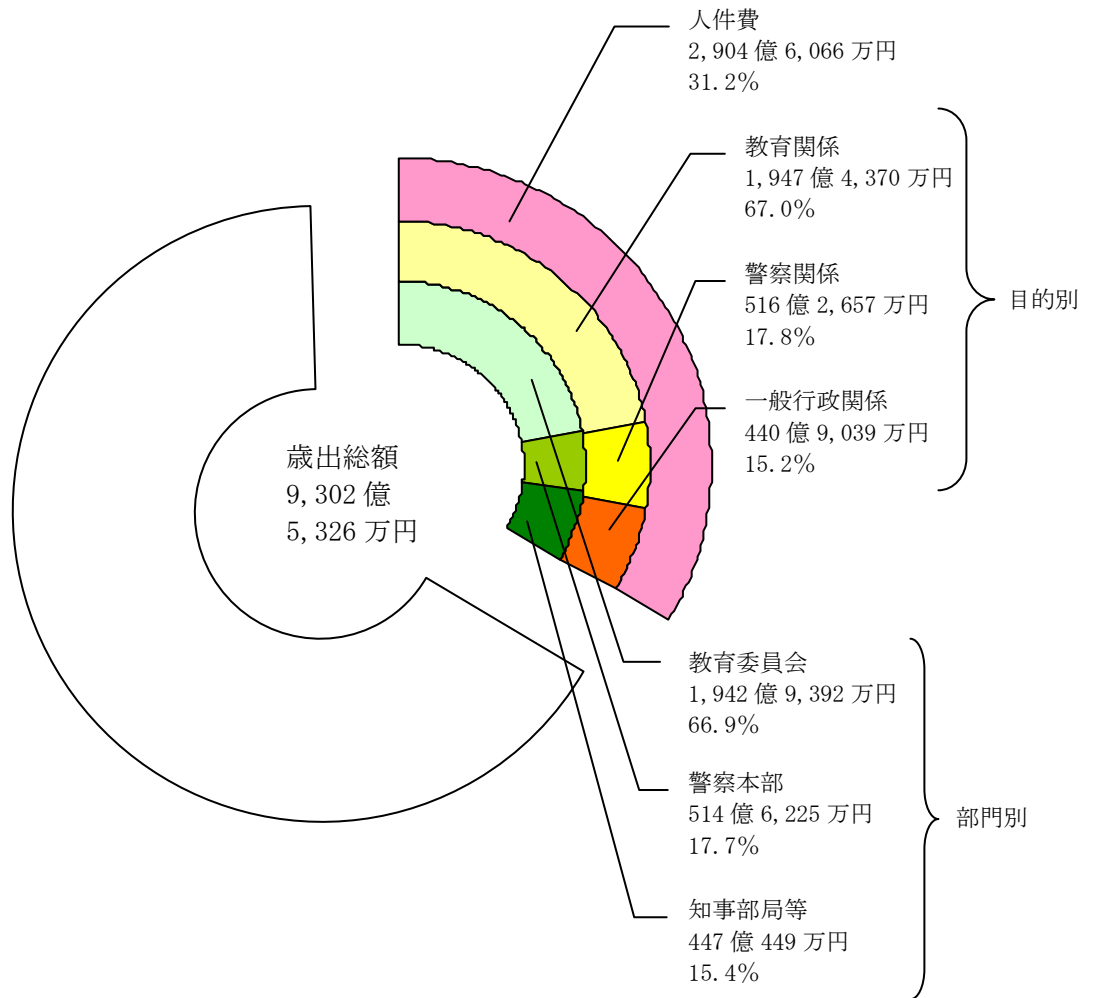
① 人件費の状況（普通会計決算）

平成 27 年度の決算（普通会計）における人件費の額は、約 2,905 億円で歳出総額に占める割合は 31.2 パーセントとなっています。人件費には、職員に支払われた給与、退職した職員に対する退職手当、県議会議員・知事などの特別職に支払われた報酬などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

なお、この人件費を目的別に見ると、教育関係 67.0 パーセント、警察関係 17.8 パーセント、一般行政関係 15.2 パーセントとなっています。教育関係の割合が高いのは、県立学校のほかに、市町立小・中学校職員の給与も県が負担しているからです。

区 分	住民基本 台帳人口 (28.1.1)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成26年度 の人件費率
平成27年度	人 2,863,211	千円 930,253,256	千円 2,631,035	千円 290,460,660	% 31.2	% 32.0

**歳出総額に占める人件費の割合
(平成27年度普通会計決算)**



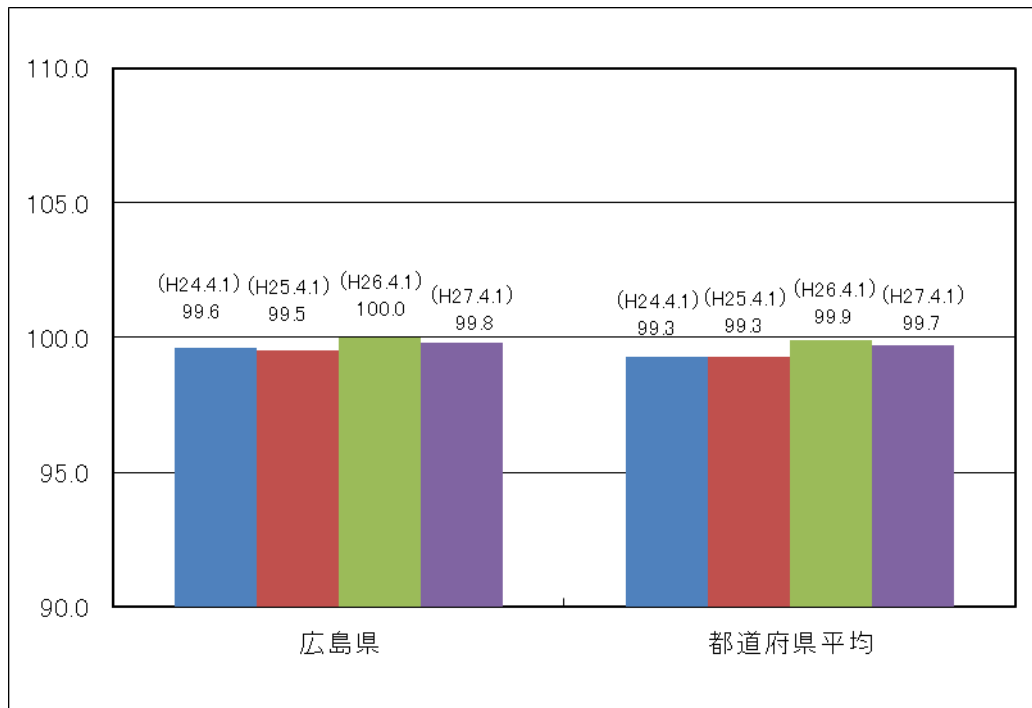
② 職員給与費の状況（普通会計決算）

平成27年度決算（普通会計）における給料、職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当など）及び期末・勤勉手当の給与の総額は約2,096億円で、職員1人当たりの額は約718万円となっています。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成27年度	人 29,200	千円 130,190,494	千円 27,574,224	千円 51,851,142	千円 209,615,860	千円 7,179

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

③ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

④ 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)
平成28年度	円 392,118	円 391,499	円 619 (0.16%)	% 0.16

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告			
	民間の支給 割合 A	職員の支給 月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)
平成28年度	月 4.31	月 4.20	月 0.11	月 0.10

⑤ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 医療職給料表(一)を除く給料表について、国の見直し内容に準じて引下げ。給料表の改定に伴い、給料月額の下がる職員については、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

イ 地域手当の見直し

(支給割合)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合(H32.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合				
広島市	10	10	10	10
府中町	3	4	4	6
廿日市市, 海田町, 坂町	3	3	3	3
三原市, 東広島市	0	1	1	3
上記以外	0	0	0	0
広島県の支給割合				
広島市, 府中町	6	6	6.79	7.5
上記以外	3	3	3.79	4.5

(実施時期)
 平成27年度の給与改定により、平成27年4月1日より見直しを実施。制度完成時まで段階的に支給割合を上げる。

ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）
 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額を比較すると、次のとおりです。

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	44.3歳	342,353円	423,933円	383,500円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円

イ 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	45.5歳	378,543円	445,140円	415,749円

ウ 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	43.7歳	360,605円	416,337円	397,798円

エ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	38.3歳	319,878円	439,504円	356,281円
国	41.3歳	315,764円	—	371,411円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものであり、一般行政職とは行政職給料表が適用される職員のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員（各県税事務所職員）などを除いたものである。（以下、他の公表項目についても同じ。）

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

② 職員の初任給の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

県職員採用試験に合格し、採用された職員の初任給を国の初任給と比較すると次のとおりです。

区 分		広 島 県	国
一般行政職	大学卒	183,300円	176,700円
	高校卒	149,000円	144,600円
高等学校 教育職	大学卒	204,700円	—
	高校卒	159,800円	—
小・中学校 教育職	大学卒	204,700円	—
	高校卒	159,800円	—
警 察 職	大学卒	202,400円	205,200円
	高校卒	169,900円	166,700円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

職員として採用され、引き続き勤務している職員の 10 年、20 年、25 年、30 年経過後の平均給料月額は、次のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,703円	357,745円	378,146円	404,683円
	高校卒	231,238円	306,781円	358,493円	379,588円
高等学校 教育職	大学卒	307,040円	390,938円	413,504円	429,253円
小・中学校 教育職	大学卒	306,630円	385,640円	406,327円	419,427円
警 察 職	大学卒	279,425円	386,092円	399,918円	415,570円
	高校卒	252,797円	345,715円	387,692円	402,996円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

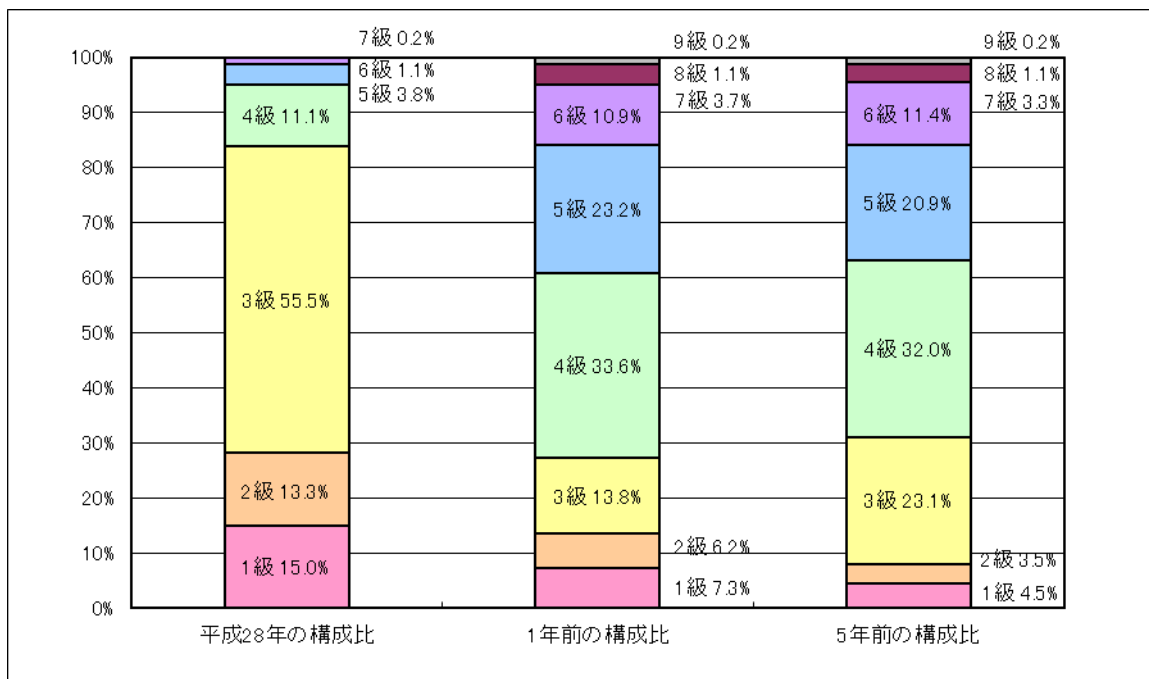
① 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

職員は、その職種に応じて適用される給料表が異なり、それぞれの給料表において、その職務と責任に応じて格付される級が決定されます。一般行政職員の多くに適用される行政職給料表の場合、それぞれの標準的な職務内容、職員数及びその構成比は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	局長	12人	0.2%	508,000円	526,000円
6級	部長	62人	1.1%	460,000円	478,000円
5級	課長	211人	3.8%	434,000円	452,000円
4級	参事	611人	11.1%	317,000円	409,000円
3級	主査	3,043人	55.5%	259,900円	388,200円
2級	主任	727人	13.3%	226,400円	348,800円
1級	主事	822人	15.0%	140,100円	276,600円

(注) 1 広島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評価の実施状況

地方公務員法第23条の2に基づき、毎年3月31日を基準日に勤務成績評価を実施している。（詳細は「2 職員の人事評価の状況」を参照）

2 昇給への勤務成績の反映状況

行政職給料表5級以上の適用を受ける職員については、定期昇給はなく、勤務成績評価の結果に基づき、職務の級ごとに定めた3段階（「極めて良好(A)」、「特に良好(B)」、「良好(C)」）の号給に決定している。

その他の職員については、勤務成績評価の結果に基づき5段階（「極めて良好(A)」、「特に良好(B)」、「良好(C)」、「やや良好でない(D)」、「良好でない(E)」）の区分で昇給を決定している。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

職員には、年間に給料などの4.20月分に相当する期末・勤勉手当（民間事業所で支払われる賞与などの特別給に相当するもの）が支給されています。

広島県		国	
1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,617千円		—	
（平成27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.60月分 (0.75月分)		（平成27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.60月分 (0.75月分)	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況 対象期間（6か月）の目標を設定し、その達成度について評価する目標申告・成果評価を実施している。
2 勤勉手当への勤務成績の反映状況 目標申告・成果評価の評価に基づき、管理職については、5段階（「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「達成度が劣る」、「良好でない」）、管理職以外の職員については、4段階（「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「良好でない」）の区分で成績率を決定している。

② 退職手当（平成28年4月1日現在）

職員が退職した場合は、給料に退職事由及び勤続年数に応じた支給率を乗じるなどして得た額の退職手当が支給されます。

広島県			国		
（支給率）	自己都合	応募認定退職・定年	（支給率）	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%～45%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額 (自己都合) (応募認定退職・定年) 2,421千円 22,853千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次のとおり支給されています。

支給実績（平成27年度決算）			6,858,587千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			212,854円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
広島市	7 %	3,318 人	10 %
府中町	7 %	10 人	6 %
海田町	4 %	18 人	3 %
廿日市市	4 %	141 人	3 %
坂町	4 %	23 人	3 %
呉市	4 %	248 人	0 %
三原市	4 %	131 人	3 %
尾道市	4 %	168 人	0 %
福山市	4 %	509 人	0 %
東広島市	4 %	332 人	3 %
竹原市	4 %	22 人	0 %
府中市	4 %	27 人	0 %
三次市	4 %	184 人	0 %
庄原市	4 %	180 人	0 %
大竹市	4 %	17 人	0 %
安芸高田市	4 %	26 人	0 %
江田島市	4 %	16 人	0 %
熊野町	4 %	9 人	0 %
安芸太田町	4 %	57 人	0 %
北広島町	4 %	15 人	0 %
大崎上島町	4 %	7 人	0 %
世羅町	4 %	17 人	0 %
神石高原町	4 %	9 人	0 %
東京都（特別区）	19 %	24 人	20 %
大阪府（大阪市）	16 %	4 人	16 %
宮城県（仙台市）	6 %	3 人	6 %
三重県（津市）	6 %	1 人	6 %
上記以外の市町	0 %	—	0 %
平均支給率	5.87 %	—	6.47 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			98.4 (99.8)

(注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

【補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出】

④ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当が支給されています。

支給実績（平成27年度決算）			1,698,219千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			87,218円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）			61.4%	
手当の種類（手当数）			39種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務職員の特殊勤務手当	県税賦課徴収事務従事職員	県税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	52,477千円	常時従事者 15,300円/月 それ以外の従事者 550円/日
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	150千円	最高 760円/日
教育職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	昼間制課程勤務本務者等が夜間制課程の勤務等に従事したとき	0千円	最高 1,110円/時間
種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	種雄牛馬豚の交配等に係る作業又は削蹄作業に従事したとき	10千円	230円/日
社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当	厚生環境事務所等に勤務する職員	福祉又は精神保健に関する業務に従事したとき	16,082千円	10,700円/月
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	留置施設看守作業、捜査作業等に従事したとき	442,530千円	最高 4,600円/日
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事課に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	0千円	230円/日 等
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健指定医である職員及び一般職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、診察、調査、指導等を行ったとき	119千円	290円/日
職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当	職業能力開発校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練に従事したとき	16,543千円	給料月額の6%
爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	火薬類の製造施設等の立入検査等に従事する職員	爆発物取扱作業に従事したとき	104千円	250円/日 5,200円/件 (爆発物の確認、運搬等)
高所作業従事職員の特殊勤務手当	高所作業従事職員	工事現場における高所で建設、改修工事の監督、検査に従事したとき	38千円	最高 320円/日
深所作業従事職員の特殊勤務手当	深所作業従事職員	河川等での工事において深所で工事の監督、検査に従事したとき	0千円	最高 220円/日
坑内作業従事職員の特殊勤務手当	坑内作業従事職員	トンネル掘り工事において、トンネル坑内で工事の監督、検査に従事したとき	0千円	最高 560円/日
特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	特殊自動車を運転する業務に従事した職員	ブルドーザ等を道路の建設又は道路交通の維持等のために運転したとき	17千円	最高 260円/日
農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当	農業技術大学校に勤務する職員	農業に関する実習指導業務に従事したとき	3,333千円	給料月額の6%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当	夜間定時制高等学校等勤務事務職員等	夜間定時制高等学校等を本務とする業務に従事したとき	1,238千円	4,300円/月
有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	試験研究機関等に勤務する職員	特定の毒物を使用して行う作業に従事したとき	237千円	最高 290円/日
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	保健所等に勤務する職員	微生物学的検査, 血清学的検査等に従事したとき	17千円	230円/日
家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜の保健衛生上必要な試験・検査の業務等に従事したとき	9,936千円	18,000円/月
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当	警察本部, 警察署等に勤務する職員	交替制勤務等に従事する職員が警ら等に従事したとき	184,944千円	最高 1,100円/日
消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	教育訓練基準に定める教育訓練に従事したとき	0千円	720円/日
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当	土木局等に勤務する職員	用地取得等のための折衝業務に従事したとき	2,285千円	650円/日
教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	児童・生徒の緊急の補導業務等に従事したとき	749,338千円	最高 6,400円/日 (特例 12,800円/日)
航空業務従事職員の特殊勤務手当	航空機操縦等従事職員	航空機の操縦, 整備等の業務に従事したとき 航空機に搭乗して行う災害時における警戒等の業務に従事したとき	7,988千円	最高 5,100円/時間 最高 1,900円/時間
公害防止業務従事職員の特殊勤務手当	環境県民局等に勤務する職員	大気汚染防止法による事故現場における測定業務等に従事したとき	10千円	240円/日
漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当	漁業取締業務従事職員	海上で違法の疑いのある船舶に対する漁具の検査等の業務に従事したとき	71千円	500円/日
道路上作業従事職員の特殊勤務手当	建設事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業等に従事したとき	0千円	最高 300円/日
異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当	圧搾空気内工事監督等従事職員	圧搾空気内で行う工事の監督又は検査に従事したとき	0千円	最高 1,000円/時間
広島学園勤務職員の特殊勤務手当	広島学園副園長, 総務課職員	広島学園における業務に従事したとき	245千円	4,300円/月
特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当	特別支援学校に勤務する事務職員等	特別支援学校における業務に従事したとき	4,076千円	4,300円/月
看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当	看護専門学校に勤務する職員	看護師等の養成指導に従事したとき	8,231千円	給料月額の8%
温室内作業従事職員の特殊勤務手当	農業技術センター等に勤務する職員	ビニールハウス又はガラスハウス内で6～9月に作業に従事したとき	15千円	230円/日
畜産作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	家畜の糞尿等を取り扱う作業に従事したとき	0千円	160円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当	公立学校で連絡調整, 指導助言業務等を担当する主任等	教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の職務を担当し, その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものが当該業務に従事したとき	173,130千円	200円/日
動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	動物愛護センターにおける業務に従事したとき	3,059千円	給料月額の3%又は10%
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	災害応急作業等従事職員	災害発生のおそれがある堤防等での巡回監視等の業務に従事したとき	11,288千円	最高 1,680円/日 (特例 13,300円/日)
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬取締業務に従事したとき	12千円	550円/日
多学年学級担当手当	多学年学級を担当する職員	多学年学級を担当する職員が当該学級における授業, 指導に従事したとき	7,566千円	最高 350円/日
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校のうち本務として当該中学校の校長等の職にある者, 夜間学級における教育に従事する教諭等	市町立の中学校で, 夜間学級の業務に従事したとき	3,130千円	給料月額の4%又は6%

(注) 特殊勤務手当については, 平成 11 年に大幅な見直しを行い, 平成 12 年 4 月 1 日付けで自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当など 7 手当を廃止, 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当など 2 手当を新設し, 税務職員の特殊勤務手当など 16 手当の手当額を改定した。また, 平成 14 年 4 月 1 日付けで洗濯作業従事職員の特殊勤務手当, 平成 19 年 4 月 1 日付けでダム管理事務所職員の特殊勤務手当など 2 手当を廃止するなど改定した。

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間以外に勤務した職員には, 時間外勤務手当が支給されています。

支給実績 (平成27年度決算)	4,567,669千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	398千円
支給実績 (平成26年度決算)	4,892,977千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	424千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は, 「支給実績 (平成 27 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員, 教育職員等, 制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり, 短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当（平成28年4月1日現在）

支給要件に応じ、下記のとおり各種手当が支給されています。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	<p>○扶養親族のある職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算 <p>○特定管理職員（行政職給料表5級以上の職員。以下同じ。）には、総支給額（第3子以降の子に係る額を除く。）から5,000円減額した額及び第3子以降の子に係る額を支給。</p>	異なる	<p>国の制度</p> <p>特定管理職員に対する減額措置を行っていない</p>	3,147,973千円	228,943円
住居手当	<p>○月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。</p> <p>(1)家賃23,000円以下の場合 家賃の月額－12,000円</p> <p>(2)家賃23,000円を超える場合 11,000円＋(家賃の月額－23,000円)×1/2 (最高限度額27,000円)</p> <p>○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額12,000円を超える家賃を負担している者に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により算出した額の1/2 (最高13,500円) <p>○特定管理職員には、手当の月額に1/4を乗じた額を減額した額（1円未満の端数切捨）を支給。</p>	異なる	<p>国の制度</p> <p>特定管理職員に対する減額措置を行っていない</p>	1,822,525千円	270,444円
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関 78,000円以下の場合 運賃相当額 78,000円超の場合 78,000円＋78,000円を超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円～55,600円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000円～13,000円 	異なる	<p>国の制度</p> <p>交通機関 55,000円（55,000円以下の場合には運賃相当額） 特別急行列車又は高速自動車国道などを利用した場合 特別料金×1/2 加算 (最高20,000円)</p> <p>交通用具 通勤距離に応じ 2,000円～24,500円</p>	3,915,183千円	135,892円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 30,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000円～70,000円の加算(最高100,000円)	同じ	—	135,248千円	338,967円
初任給調整手当	○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。 ・医療職給料表(一)の適用を受ける職 最高支給月額：367,600円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：50,500円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：10,000円 ※採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。	異なる	国の制度 獣医学に関する専門知識を必要とする職を対象職としていない	118,996千円	1,950,754円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の局長 130,000円 本庁の部長 100,000円 本庁の課長 75,000円	異なる	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給(例) 本省の課長 130,300円 本省の室長 94,000円 府県単位機関の部長 77,400円	1,537,314千円	648,109円
特地勤務手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。 ・給料月額と扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 3級地 6% 2級地 4% 1級地 2% 特地勤務手当に準ずる手当 2%	異なる	国の制度 3級地 12% 2級地 8% 1級地 4% 特地勤務手当に準ずる手当 6～2%	3,355千円	67,100円
へき地手当	○交通条件、自然条件等に恵まれない地域の小中学校等(へき地学校等)に勤務する職員に支給。 ・給料及び扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 5級地 12% 4級地 10% 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% へき地手当に準ずる手当 2%	—	—	15,248千円	29,608円
定時制通信教育手当	○定時制教育、通信教育の業務に従事する教員等に支給。 ・給料月額の6% (管理職手当受給職員は4%)	—	—	67,636千円	251,435円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
産業教育手当	○農業・工業高校の実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する教員等に支給。 ・給料月額6% (定時制通信教育手当受給職員は4%)	—	—	84,522千円	247,140円
義務教育等教員特別手当	○小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員に支給。 ・職務の級及び号給に応じて、月額2,000円～8,000円	—	—	1,254,031千円	62,711円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 ・勤務1回につき4,200円 ・その他特殊な業務：7,200円 ・恒常的な宿日直：月額21,000円	異なる	国の制度 ・勤務1回につき4,200円 ・その他特殊な業務5,100円～7,200円 ・恒常的な宿日直月額21,000円	670,521千円	186,879円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ2,000円～18,000円/回	異なる	国の制度 職員区分、勤務日、勤務時間に応じ3,000円～18,000円/回	21,973千円	92,324円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数	同じ	—	448,662千円	111,275円
休日勤務手当	○休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×時間数	同じ	—	1,204,406千円	223,535円
寒冷地手当	○平成28年度から廃止。平成28年3月31日現在、支給を受けている職員で、平成28年4月以降も廃止前の規定による寒冷地手当の支給を受けることとなる職員には平成33年3月31日までの間、経過措置額を支給。 (平成27年度まで) ○寒冷積雪の度合いの厳しい地域に在勤し、かつ居住する職員に支給。 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 17,800円 その他の世帯主である職員 10,200円 ・その他職員 7,360円	異なる	国の制度 指定地域に係る居住要件なし	2,156千円	69,548円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

知事，副知事，県議会議員には給料，報酬，期末手当，退職手当及び地域手当が次のとおり支給されています。

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,389,000円		
	副 知 事	1,091,000円		
報 酬	議 長	1,113,000円		
	副 議 長	964,000円		
	議 員	901,000円		
期 末 手 当	知 事	(平成27年度支給割合)		
	副 知 事	3.15月分		
	議 長	(平成27年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.15月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額1,389千円×在職月数×0.553	36,869,616円	任期毎
地 域 手 当	知 事	給料月額1,091千円×在職月数×0.399	20,894,832円	任期毎
	副 知 事	一般職の職員の例により支給される額		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は，4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき，1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

① 広島県工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

平成27年度の決算における職員給与費の額は、約2億5,100万円で、総費用に占める割合は9.7パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用	実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
平成27年度	千円	千円	千円	%	%
	2,595,571	261,522	251,492	9.7	12.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費141,305千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成27年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	41	162,039	37,401	68,829	268,269	6,543

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成28年3月31日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
広島県	46.1歳	363,044円	426,062円 (576,828円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	
1人当たり平均支給額（平成27年度）	
1,679千円	
(平成27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.60月分
(1.45月分)	(0.75月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

広島県		
(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～45%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)		
1人当たり平均支給額		23,652千円
(自己都合)		6,994千円
(応募認定退職・定年)		25,167千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25～27年度に退職した広島県工業用水道事業、広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成27年度決算）			10,855千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			264,756円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市	7%	36人	7%
三原市	4%	5人	4%

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成27年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成27年度決算）		40千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		2,856円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）		34.1%		
手当の種類（手当数）		12種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上 10メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事したもの	0千円	最高 320円/日
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下4メートル以上の深所又は地下4メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	7千円	最高 220円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	12千円	最高 560円/日
塩素処理作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	0千円	290円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における 11万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	0千円	230円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水ロスクリーンの除塵作業に従事したもの	0千円	230円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	0千円	290円/日
充排水作業手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	7千円	最高 300円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う検査業務に従事したもの	2千円	290円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	12千円	650円/日
異常気圧内作業手当	水道事務所に勤務する職員	異常気圧内で監督又は検査に従事したもの	0千円	最高 1,000円/時間
災害応急作業等 手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	0千円	巡回監視 480円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成27年度決算)	13,041千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	334千円
支給実績 (平成26年度決算)	12,958千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	324千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	<p>○扶養親族のある職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 ・満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子 5,000 円加算 <p>○特定管理職員には、総支給額 (第 3 子以降の子に係る額を除く。) から 5,000 円減額した額及び第 3 子以降の子に係る額を支給。</p>	同じ	—	5,724千円	238,500円
住居手当	<p>○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。</p> <p>(1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額-12,000 円</p> <p>(2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃の月額-23,000 円) ×1/2 (最高限度額 27,000 円)</p> <p>○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円) <p>○特定管理職員には、手当の月額に 1/4 を乗じた額を減額した額 (1 円未満の端数切捨) を支給。</p>	同じ	—	1,635千円	272,500円
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円+78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円~55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円~13,000 円 	同じ	—	4,458千円	127,370円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 30,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000円～70,000円の加算 (最高100,000円)	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 100,000円 本庁の課長 75,000円 本庁の担当監 50,000円 地方機関の所長 50,000円～75,000円 地方機関の次長 40,000円	同じ	—	1,620千円	810,000円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000円～18,000円/回	同じ	—	28千円	14,000円

② 広島県土地造成事業

ア 職員給与費の状況

決算

平成27年度の決算における職員給与費の額は、約8,200万円で、総費用に占める割合は1.8パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成27年度	4,692,783	△149,835	82,259	1.8	0.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員は在職していない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度	9	40,330	8,675	17,786	66,791	7,421

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成28年3月31日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	46.5 歳	414,798 円	453,751 円 (618,437 円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。
 2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
 () 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広 島 県	
1人当たり平均支給額（平成27年度）	
1,976千円	
（平成27年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.60月分
(1.45月分)	(0.75月分)
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成28年4月1日現在）

広 島 県		
（支給率）	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～45%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)		
1人当たり平均支給額	23,652千円	
	(自己都合)	6,994千円
	(応募認定退職・定年)	25,167千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25～27年度に退職した広島県工業用水道事業、広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）		2,902千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		322,417円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市	7 %	9 人	7 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成27年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成27年度決算)		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成27年度)		0%		
手当の種類 (手当数)		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
用地取得等 折衝業務手 当	用地取得等業務に 従事した職員	土地及び物件の取得、権利 の取得及び消滅並びにこれら に伴う損失補償のための折衝 業務又は工事の施行に伴う損 失補償のための折衝業務で、 現地で行うものに従事したも の	0千円	650円/日
災害応急作 業等手当	災害発生時の応急 作業等に従事した 職員	河川の堤防等のうち豪雨等 異常な自然現象により重大な 災害が発生し、若しくは発生 するおそれがある堤防等にお いて行う巡回監視又は応急作 業等 道路のうち豪雨等異常な自 然現象により重大な災害が発 生し、若しくは発生するおそ れがあるため道路法の規定に 基づき通行が禁止されている 区間内の道路若しくはその周 辺において行う巡回監視又は 応急作業等 その他企業局長が上記業務 に相当すると認める業務	0千円	巡回監視 480円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成27年度決算)	927千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	116千円
支給実績 (平成26年度決算)	1,797千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	200千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成 27 年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員, 教育職員等, 制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり, 短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	<p>○扶養親族のある職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 ・満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子 5,000 円加算 <p>○特定管理職員には、総支給額 (第 3 子以降の子に係る額を除く。) から 5,000 円減額した額及び第 3 子以降の子に係る額を支給。</p>	同じ	—	1,566 千円	223,714 円
住居手当	<p>○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。</p> <p>(1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額-12,000 円</p> <p>(2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃の月額-23,000 円) ×1/2 (最高限度額 27,000 円)</p> <p>○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円) <p>○特定管理職員には、手当の月額に 1/4 を乗じた額を減額した額 (1 円未満の端数切捨) を支給。</p>	同じ	—	648 千円	324,000 円
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円+78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円~55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円~13,000 円 	同じ	—	1,784 千円	198,252 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 30,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000円～70,000円の加算 (最高100,000円)	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 100,000円 本庁の課長 75,000円	同じ	—	840千円	840,000円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000円～18,000円/回	同じ	—	8千円	8,000円

③ 広島県水道用水供給事業

ア 職員給与費の状況

決算

平成27年度の決算における職員給与費の額は、約5億5,700万円で、総費用に占める割合は5.8パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成27年度	9,656,393	2,389,755	557,010	5.8	7.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費59,161千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度	67	259,881	66,001	107,383	433,265	6,467

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成28年3月31日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
広島県	43.1歳	358,420円	408,187円 (535,072円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。
2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	
1人当たり平均支給額（平成27年度）	
1,603千円	
（平成27年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.60月分
（1.45月分）	（0.75月分）
（加算措置の状況）	
職制上の段階，職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15%

（注）（ ）内は，再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成28年4月1日現在）

広島県		
（支給率）	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～45%加算		
（退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号）		
1人当たり平均支給額	23,652千円	
（自己都合）	6,994千円	
（応募認定退職・定年）	25,167千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は，平成25～27年度に退職した広島県工業用水道事業，広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）			18,321千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			273,444円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
広島市	7%	67人	7%

（注）「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は，平成27年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）		13千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		1,175円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）		16.4%		
手当の種類（手当数）		12種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（27年度決算）	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での作業に従事したもの	0千円	最高320円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下4メートル以上の深所又は地下4メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	4千円	最高 220 円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	0千円	最高 560 円/日
塩素処理作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	0千円	290 円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における11万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	0千円	230 円/日
除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水ロススクリーンの除塵作業に従事したもの	0千円	230 円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	0千円	290 円/日
充排水作業手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	1千円	最高 300 円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う検査業務に従事したもの	1千円	290 円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	7千円	650 円/日
異常気圧内作業手当	水道事務所に勤務する職員	異常気圧内で監督又は検査に従事したもの	0千円	最高 1,000 円/時間
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	0千円	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	20,503千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	348千円
支給実績（平成26年度決算）	22,895千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	322千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	<p>○扶養親族のある職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算 <p>○特定管理職員には、総支給額（第3子以降の子に係る額を除く。）から5,000円減額した額及び第3子以降の子に係る額を支給。</p>	同じ	—	9,969千円	276,903円
住居手当	<p>○月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。</p> <p>(1)家賃23,000円以下の場合 家賃の月額－12,000円</p> <p>(2)家賃23,000円を超える場合 11,000円＋(家賃の月額－23,000円)×1/2 (最高限度額27,000円)</p> <p>○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額12,000円を超える家賃を負担している者に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により算出した額の1/2 (最高13,500円) <p>○特定管理職員には、手当の月額に1/4を乗じた額を減額した額（1円未満の端数切捨）を支給。</p>	同じ	—	3,191千円	265,892円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通機関 78,000円以下の場合 運賃相当額 78,000円超の場合 78,000円+78,000円を 超える額×1/2 交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円～55,600円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000円～13,000円 	同じ	—	8,227千円	144,335円
単身赴任手当	<p>○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000円～70,000円の加算 (最高100,000円) 	同じ	—	286千円	286,000円
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁の部長 100,000円 本庁の課長 75,000円 本庁の担当監 50,000円 地方機関の所長 50,000円～75,000円 地方機関の次長 40,000円 	同じ	—	5,340千円	667,500円
管理職員特別勤務手当	<p>○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000円～18,000円/回 	同じ	—	152千円	30,400円

④ 広島県病院事業

ア 職員給与費の状況

決算

平成 27 年度の決算における職員給与費の額は、約 128 億 1,231 万円で、総費用に占める割合は 50.4 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当のほか、退職給付引当金及び賞与引当金への繰入額や地方公務員共済組合負担金、地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 26 年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 27 年度	千円 25,403,247	千円 △947,081	千円 12,812,307	% 50.4	% 48.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員は在職していない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成27年度	人 1,183	千円 4,671,334	千円 2,778,562	千円 1,931,649	千円 9,381,545	千円 7,930

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成 28 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県 (医 師)	42.7 歳	557,534 円	1,106,361 円 (1,316,770 円)
広 島 県 (看護師)	35.4 歳	309,759 円	392,435 円 (506,845 円)
広 島 県 (事 務)	41.8 歳	366,618 円	453,120 円 (593,016 円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
() 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	
1人当たり平均支給額（平成27年度）	
1,550千円	
（平成27年度支給割合）	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.60月分 (0.75月分)
（加算措置の状況）	
職制上の段階，職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

（注）（ ）内は，再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成28年4月1日現在）

広島県		
（支給率）	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～45%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)		
1人当たり平均支給額	4,502千円	
	（自己都合）	806千円
	（応募認定退職・定年）	12,818千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は，平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）			412,358千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			337,445円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市,府中町	7%	1,047人	7%
その他県内市町	4%	104人	4%
医師	16%	197人	16%

（注）「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は，平成27年度における地域手当の額である。

(エ) 特殊勤務手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成27年度決算)		180,550千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)		239,773円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成27年度)		62.1%		
手当の種類 (手当数)		9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	感染症に係る作業に従事したとき	—	290 円/日
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	2,859 千円	230 円/日等
夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	深夜において、看護業務や救急患者対処のため手術等の業務に従事したとき	161,312 千円	最高 4,440 円/回
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	微生物学的検査、血清学的検査に従事したとき	—	230 円/日
精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当	県立広島病院に勤務する医師等	精神病患者の診療等に従事したとき	1,589 千円	230 円/日
救急医療業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する医師	宿直又は日直の医師が救命救急医療業務等に従事したとき	250 千円	日直 10,000 円/日
			7,080 千円	宿直 15,000 円/日
分べん業務従事職員の特殊勤務手当	県立広島病院産科、婦人科、生殖医療科及び新生児科に勤務する医師	産科等の医師が管理者の定める時間帯に分べん介助の業務に従事したとき	5,080 千円	10,000 円/件
診療応援業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する医師又は歯科医師	管理者の定める医療機関等において勤務を命じられ診療応援の業務に従事したとき	1,900 千円	宿日直 10,000 円/回 (5 時間未満 5,000 円/回/)
			480 千円	その他 20,000 円/回 (3 時間未満 10,000 円/回)
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	警戒区域等において又は当該区域内を通行して行う医療、救援、被害状況調査及び物資の輸送業務等に従事したとき	—	480 円/日

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成27年度決算)	1,261,900千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	1,210千円
支給実績 (平成26年度決算)	1,215,301千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	976千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成 27 年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
初任給調整手当	<p>○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。</p> <p>・医療職給料表(一)の適用を受ける職 最高支給月額：367,600円</p> <p>・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：50,500円</p> <p>※採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。</p>	同じ	—	511,255千円	2,621,816円
扶養手当	<p>○扶養親族のある職員に支給</p> <p>・配偶者 13,000円</p> <p>・配偶者以外の扶養親族 6,500円</p> <p>・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円</p> <p>・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算</p> <p>○特定管理職員には、総支給額(第3子以降の子に係る額を除く。)から5,000円減額した額及び第3子以降の子に係る額を支給。</p>	同じ	—	87,107千円	231,052円
住居手当	<p>○月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。</p> <p>(1)家賃23,000円以下の場合 家賃の月額-12,000円</p> <p>(2)家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃の月額-23,000円)×1/2 (最高限度額27,000円)</p> <p>○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額12,000円を超える家賃を負担している者に支給。</p> <p>・上記により算出した額の1/2 (最高13,500円)</p> <p>○特定管理職員には、手当の月額に1/4を乗じた額を減額した額(1円未満の端数切捨)を支給。</p>	同じ	—	137,303千円	309,939円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通機関 78,000円以下の場合 運賃相当額 78,000円超の場合 78,000円+78,000円を 超える額×1/2 交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円～55,600円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000円～13,000円 	同じ	—	79,662千円	142,508円
単身赴任手当	<p>○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000円～70,000円の加算 (最高100,000円) 	同じ	—	624千円	312,000円
宿日直手当	<p>○宿日直勤務をした職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院患者の急変等に対処する医師又は歯科医師：20,000円 入院患者の管理等のための勤務：7,200円 上記以外の勤務：4,200円 	同じ	—	114,631千円	398,024円
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁の部長 100,000円 本庁の課長 75,000円 県立広島病院の事務局長 100,000円 	同じ	—	14,220千円	1,093,846円
管理職員特別勤務手当	<p>○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000円～18,000円/回 	同じ	—	119千円	29,750円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成28年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 交替制勤務職場等を除く。

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況(平成27年度)

職員一人当たりの月平均 時間外・休日勤務時間数
13.55

(3) 年次有給休暇の取得状況(平成27年)

職員一人当たりの 平均取得日数	取得率
10.85	54.3%

(注) 取得率 = 平均取得日数 ÷ 20日

(4) 特別休暇の内容(平成28年4月1日現在)

区 分	期間等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通遮断	その都度必要と認める時間
風水震火災その他の非常災害による交通遮断	その都度必要と認める時間
風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊等	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
その他交通機関の事故等の不可抗力による場合	その都度必要と認める時間
裁判員(裁判員候補者, 補充裁判員及び選任予定裁判員を含む。), 検察審査員(補充員を含む。), 証人, 鑑定人又は参考人として国会, 裁判所, 地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める時間
所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める時間
負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)	医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間(特定病気休暇については上限あり)
職員の出産	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日後8週間(出産の日以前の期間が6週間に満たないこととなった場合にあつては, その満たない期間を8週間に加算した期間)を経過する日までの期間内において必要と認める期間
妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害(つわり又は悪阻)により勤務することが困難と認められる場合	14日を超えない範囲内において必要と認める日又は時間
妊娠中の女子職員が請求した場合において, 当該職員が通勤に利用する交通機関内又は原動機付の交通用具(人事委員会が定めるものに限る。)による通勤経路の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりに, 1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
配偶者の出産	配偶者の入院等の日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において3日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間

職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合	配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日後8週間(出産の日以前の期間が6週間に満たないこととなった場合にあつては、その満たない期間を8週間に加算した期間)を経過する日までの期間内において、5日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員の生後満1年6月に達しない子の養育(男子職員にあつては、その配偶者が当該子を養育できる場合を除く。)	1日2回(短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあつては1回)、それぞれ45分
配偶者、父母、配偶者の父母若しくは子(配偶者の子を含む。以下この欄及び右欄において同じ。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この欄及び右欄において同じ。)を行う職員が、当該職員以外に看護を行う者がいないため(中学校就学前までの子を養育する場合にあつては、当該中学校就学前の子の看護のため、又は中学校就学前の子について次に掲げる事項を行うため)勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。 ロ 感染症の予防のために在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話 ハ 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席	1の年において5日(ハに掲げる事項を行うために休暇を受ける場合にあつては、そのうちの2日。)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、中学校就学前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子の看護又は当該中学校就学前の子についてイからハまでに掲げる事項を行うために5日(ハに掲げる事項を行うために休暇を受ける場合にあつては、そのうちの2日)を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年広島県条例第5号)第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(右欄において「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
女子職員の生理	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
職員の結婚	7日を超えない範囲内においてあらかじめ必要と認める期間
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による健康診断	その都度必要と認める日又は時間
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項又は第27条第2項の認定を受けた職員が、その健康の保持を図るため必要な保養をする場合	年間6日を超えない範囲内において必要と認める日
母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条又は第13条の規定による妊娠中又は出産後1年以内の女子職員の受ける保健指導又は健康診査	妊娠23週(第6月末)までは4週間に1回、妊娠24週(第7月)から妊娠35週(第9月末)までは2週間に1回、妊娠36週(第10月)から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認める日又は時間
父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族の種類毎に定める期間内において必要と認める期間(配偶者の場合10日など)
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月の期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間(短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
その他法令によって特に勤務しないことが認められている場合及び人事委員会が特に必要と認めた場合	その都度必要と認める期間

(注)短時間勤務職員とは、育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員をいう。

5 職員の休業に関する状況

休業の取得状況(平成27年度)

(単位:人)

育児休業	部分休業	自己啓発等休業	配偶者同行休業	高齢者部分休業	大学院修学休業
874	114	5	10	4	1

(注)取得者数は年度内に新規取得した数を示している。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(平成27年度)

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
知事部局等			172		172
教育委員会			230		230
警察本部		1	68		69
合 計	0	1	470	0	471

(2)懲戒処分者数(平成27年度)

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
知事部局等	2		5	1	8
教育委員会	6	4	2	6	18
警察本部	2	1	2	1	6
合 計	10	5	9	8	32

7 職員のサービスの状況

営利企業等の従事許可の状況(平成27年度)

区 分	許可件数
知事部局等	63
教育委員会	4,368
警察本部	4
合 計	4,435

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の状況(平成27年度)

(1)知事部局等

(単位:人)

県出資法人			公益的法人等	営利企業	合計
公益的法人等	第三セクター	特別法人			
5	3	3	9	9	29

(2)教育委員会

(単位:人)

県出資法人	学校法人	一般財団法人	営利企業	合計
1	8		1	10

9 職員の研修の状況

(1)自治総合研修センターにおける研修の状況(平成27年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	14	1,506	1,418
特別研修(選択研修)	44	1,171	1,556

(2)教育センターにおける研修の状況(平成27年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	12	1,841	2,134
特別研修(選択研修)	211	10,607	9,737

(3)警察教養の状況(平成27年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
採用時教養	10	412	388
昇任時教養	27	374	381
専門教養	202	973	1,002

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成 27 年度）

区 分		知事部局等	教育委員会	警察本部
総括安全衛生管理者	選任事業場数	2 箇所	0 箇所	1 箇所
衛生管理者	選任事業場数	2 5 箇所	7 0 箇所	2 6 箇所
安全衛生推進者等	選任事業場数	5 5 箇所	4 0 箇所	4 箇所
産業医	選任事業場数	2 5 箇所	6 2 箇所	3 1 箇所
衛生委員会	設置事業場数	2 5 箇所	6 2 箇所	2 6 箇所

(2) 職員の福利厚生事業の状況（平成 27 年度）

ア 知事部局等

事業名	内 容
義務的健康診断事業	一般定期健康診断，有害業務従事職員特別定期健康診断，VDT 作業従事者健康診断等
生活習慣病予防対策事業	通院ドック，胃検診・肺がん検診等の単科検診等
肝炎予防対策事業	B 型肝炎感染予防健診，結核健診
健康教育等	メンタルヘルス研修会，健康管理講演会，VDT 講習会等
職員相談	健康相談，メンタルヘルス相談，産業カウンセラーによる相談等
独身寮運営事業	独身寮の管理運営
ライフプラン推進事業	ライフプランセミナー，ライフプラン相談会の開催

イ 教育委員会

事業名	内 容
義務的健康診断事業	一般定期健康診断，雇入時健康診断，VDT 作業従事者健康診断，県立学校教職員特別健康診断等
生活習慣病予防対策事業	通院ドック（脳検査付ドックを含む。），乳がん・子宮がん検診，胃検診
肝炎予防対策事業等	各種ウイルス疾患等予防健診
メンタルヘルス対策事業	管理職のメンタルヘルス研修，管理職のメンタルヘルス相談，職場巡回相談，ストレスチェック，職場改善研修会
健康管理	職員健康管理システムによる面接指導等

ウ 警察本部

事業名	内 容
義務的健康診断事業	定期健康診断，有害業務従事者特別健康診断
生活習慣病予防対策事業	通院人間ドック
肝炎予防対策事業	B・C型肝炎検査，B 型肝炎予防ワクチン接種
独身寮運営事業	独身寮の管理運営

(3) 公務災害等の認定状況（平成 27 年度）

区 分	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
公務災害	2 6 件	8 4 件	1 0 4 件	2 1 4 件
通勤災害	1 2 件	3 件	1 1 件	2 6 件
計	3 8 件	8 7 件	1 1 5 件	2 4 0 件

【広島県人事委員会の業務の状況】

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験・採用選考実施状況（平成 27 年度）

区 分		受 験 者 数 (A)	合 格 者 数 (B)	競争倍率 (A)/(B)
		人	人	倍
競 争 試 験	大学卒業程度試験	763	144	5.3
	社会人経験者等試験	231	23	10.0
	短大卒業程度試験	79	8	9.9
	高校卒業程度試験	156	38	4.1
	警察官(男性)試験	1,553	193	8.0
	警察官(女性)試験	444	49	9.1
	警察官少年育成官	21	2	10.5
小 計	3,247	457	7.1	
選 考 試 験	身体に障害のある人 を対象とした試験	15	7	2.1
	そ の 他	43	9	4.8
	小 計	58	16	3.6
その他採用選考		101	101	
合 計		3,406	574	

(注) 任命権者に委任している職種を除く。

(2) 職員昇任選考実施状況（平成 27 年度）

(単位：人)

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	1			2	3
部 長 相 当 職	13		1	2	16
課 長 相 当 職	35	4	1	3	43
担当監・参事相当職	105	24	6	11	146
主 査 相 当 職	89	17	25	38	169
合 計	243	45	33	56	377

(注) 警察本部については警察官を除く。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

[勧告日 平成 27 年 11 月 4 日]

(1) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員の平均給与月額等（各年 4 月 1 日現在）

平成 26 年			平成 27 年		
職員数	平均年齢	平均給与月額	職員数	平均年齢	平均給与月額
29,009 人	43.1 歳	397,732 円	28,859 人	42.8 歳	394,287 円

(注) 1 職員数は、市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員を含み、再任用職員を除く。

2 平均給与月額は、各年 4 月分の給料並びに給料の調整額・教職調整額、扶養手当及び地域手当等の月額合計額である。

イ 職員給与と民間給与との較差（平成 27 年 4 月分 月例給）

職員給与 (A)	民間給与 (B)	較差 (B - A)
389,048 円	392,654 円	3,606 円 (0.93%)

(注) 職員給与は、アの職員のうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均給与月額（新規採用職員を除く。）

(2) 給与報告及び勧告

ア 平成 27 年 4 月の職員給与と民間給与との較差等に基づく給与改定

(ア) 給料表等

- 職員給与と民間給与の較差 3,606 円 (0.93%) を解消するため、初任給を含む若年層を重点的に改定している国の俸給表に準じて給料表を改定
- この改定を行ってもなお残る公民較差はイ (ア) の地域手当の改定により解消

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当を国に準じて改定

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

民間の年間支給割合 (4.21 月分) が、職員の年間支給月数 (4.10 月) を上回っていることから、勤勉手当を 0.10 月分引上げ

(エ) 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日から実施

イ 給与制度の総合的見直しに関する給与改定

(ア) 地域手当の改定

- 県内に勤務する職員の地域手当を 1.5% 引上げ。東京都特別区及び大阪府大阪市に勤務する職員の地域手当は国に準じてそれぞれ 2%、1% 引上げ
- 平成 30 年 4 月までに段階的に引き上げることとし、本年 4 月に適用する支給割合は、公民較差解消のため 0.79% 引上げ

(イ) 単身赴任手当の改定

国に準じて、平成 28 年 4 月から基礎額を 30,000 円に、加算額の限度を 70,000 円に引上げ

ウ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 勤務成績の給与への反映

現行の昇給制度等について、平成 28 年 4 月に施行される改正地方公務員法の趣旨を踏まえた運用が図られるように見直しを検討することが必要

(イ) 高齢層職員の昇給制度の改正

55 歳を超える職員の昇給抑制措置について、導入に向けた環境整備を図ることが必要

(ウ) 寒冷地手当の廃止

県内の民間事業所における支給実態を踏まえ、所要の経過措置を講じた上で、平成 28 年度から廃止

エ 本県独自の給与制度の見直し

(ア) 職制の見直しに応じた等級制度の見直し

- 任命権者では、高度化・複雑化する行政課題に迅速に対応するため、監督者層の職制を見直すこととし、現在行政職給料表 4 級と 5 級に置かれている職を廃止し、新たな職を設置して、7 段階の職制に再編
- これを受けて、職務給の原則を踏まえ、行政職給料表を職制に応じた 7 段階の等級に見直し
- 医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）についても、職制にあわせて同様に見直し

(イ) 管理職員の給与制度の見直し

- 管理職員の職務・職責や勤務実績・能力評価による給与反映をさらに進めるため、生活関連手当である扶養手当及び住居手当を不支給とし、給料及び管理職手当に配分
- 本庁の課長級の職について、勤務成績の給与反映を拡大するため、特別給における勤勉手当への配分を引き上げて、本庁の部長級及び局長級の職と同じ支給月数に見直し

(ウ) 実施時期等

所要の経過措置を講じた上で、平成 28 年 4 月 1 日から実施

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告

ア 人材の確保

専門試験を課さない試験区分である「行政（一般事務）B」の新設等の取組により、本年度の大学卒業程度試験の受験者数は前年度より増加し、新たな受験者層の掘り起こしに一定の成果。一方で技術系職種については競争倍率が低い水準で推移しており、より効果的な広報活動を実施するとともに、多様で有為な人材が確保できる試験制度の研究・改善を引き続き行い、受験者の確保に取り組むことが必要

イ 能力及び実績に基づく人事管理の徹底

各任命権者においては、改正地方公務員法を踏まえ、引き続き客観的で透明性の高い能力本位の人事管理を進めていくとともに、平成 28 年度からは本県独自の給料表を導入した新たな給与制度に移行することなどから、職務給の原則の一層の徹底を図ることが必要

ウ 人材の育成

個々の職員に応じて採用から退職・再任用まで、計画的な人材育成を図ることが重要。また、人材育成を図る上で、評定や指導に係る技能を向上させるための措置を講じるなど、人事評価制度に対する職員の信頼を高めるよう努めることが必要

エ 女性の活躍の促進

- 本年9月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が公布され、都道府県に対し事業主行動計画を策定することなどを義務付け
- 本県においては、女性職員を要職へ登用するなどの取組を進めているところであり、これらの取組に加え、法律に従い、適切な目標を設定した上で、引き続き、女性の活躍に向けた取組を計画的に進めていくことが必要

オ 時間外勤務の縮減等

- 一斉定時退庁・一斉消灯等に加え、特に知事部局では、管理監督者によるマネジメントの徹底などの時間外勤務の縮減に向けた取組を行ってきているものの、昨年度は、8月豪雨災害や衆議院選挙等の影響もあり、知事部局及び警察本部において時間外勤務が増加。また、教育委員会では、学校現場の活性化を図るため、業務改善の取組の強化が図られているが、各任命権者とも引き続き時間外勤務の縮減を図っていくことが必要
- 年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、より取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組むことが必要

カ 両立支援の取組の推進

- 男性職員の育児休業の活用が依然として十分とは言えない状況。各任命権者は、本年度、新たな特定事業主行動計画を策定し、男性職員の育児参加について、両立支援の一層の充実を図る観点からさらに高い目標を設定しているところであり、計画期間内に目標を達成できるよう、取組を強化していくことが必要
- 人事院は、本年、フレックスタイム制の拡充に係る勤務時間法の改正を勧告。今後、本県においても、国や他の都道府県の動向を注視しながら導入の可能性について検討することが必要

キ 長距離・長時間通勤の解消

長距離・長時間通勤については、概ね減少傾向にあるが、引き続きその実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、極力解消していくことが必要

ク 職員の健康管理

- 職員のメンタルヘルス対策については、教育委員会や警察本部において本年度から精神科の医師を産業医に選任するなど、様々な取組が行われているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、退職者の数や割合は、依然として高い水準にあり、予防や早期発見・早期対応の観点に立った対策がなお一層必要
- 労働安全衛生法が改正されストレスチェック制度が創設されるため、本県でも、各任命権者においてこの制度が円滑に導入、運営されることが必要

ケ 高齢期の職員の雇用問題

- 来年度には年金支給開始年齢が62歳に引き上げられることから、フルタイム勤務の拡大とともに、適切な配置を進め、意欲と能力のある再任用職員を幅広い職務や職域で最大限活用していくことが必要
- 人事院は、再任用職員の給与については、民間企業の再雇用者の給与の動向等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行っていくこととしており、本県においても、このような動きを踏まえながら検討していくことが必要

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況（平成 27 年度）

（1）件数

平成 27 年度当初	新規要求	取下げ	処理	平成 27 年度末
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

（2）処理状況（平成 28 年 3 月末現在）

事案なし

4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況（平成 27 年度）

（1）件数

平成 27 年度当初	新規申立て	取下げ	裁決・決定	平成 27 年度末
21 件	26 件	2 件	27 件	18 件

（2）処理状況（平成 28 年 3 月末現在）

	事 案	請求人	処分者	請求内容	状 況
継続事案	平成 14 年～25 年 戒告処分取消請求 (18 件) 《小中学校教員不 起立事案》	小中学校 教員	広島県教育 委員会	職務命令違反、信 用失墜行為等によ る戒告処分の取消	係属中